

長建協発第245号
平成27年8月26日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の
一部を改正する省令の施行について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第131号）が平成27年8月10日に公布され、同年10月1日から施行されることとなったところであります。

つきましては、標記について、全建を通じ同省労働基準局長より別添のとおり周知依頼が参っておりますのでお知らせ申し上げます。